

令和3年1月8日

保護者の皆様

県立足柄高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする国の緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、次のとおり対応することとなりました。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期または中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

このことを踏まえ本校では、生徒の感染防止をさらに徹底する観点から、教育活動について裏面のとおりに指導してまいりますので、保護者の皆様のご協力をお願いします。

- 1 1月12日(火)から時差登校ならびに短縮授業を再度実施します。9:10始業(朝のホームルーム)とし、時程については別紙のとおりですので、通学時間帯の感染防止に努めてください。
なお、スクールバスについては、新松田駅発8時30分、関本発8時45分を利用してください。なお、新松田駅発のスクールバスに関しては、同時刻に関本行きの路線バスも発車しますので、状況に応じて利用してください。
- 2 高校生については、部活動に関係した感染が多く発生していることから、部室・更衣室等でのマスクの着用の徹底、活動前後の顧問による健康状態の確認、活動中も可能な限りマスクを着用し、活動場所の換気やうがい手洗い等を励行するよう指導していきます。
- 3 昼食等飲食時が感染拡大の糸口となっていることから、昼食時間中の教室の机移動を禁止するとともに、いかなる場所で飲食をする場合も、向き合うことなく同一方向を向いて飲食するよう指導します。
- 4 朝の健康観察等により体調不良がある場合は、ご家庭に連絡してすみやかに下校するよう指導します。また、ご家庭で健康状態に不安がある場合は、医療機関を受診させてください。
- 5 当面の間、学校外での特別活動(遠足、部活動の公式戦(一部を除く)・練習試合・合同練習など)は実施しません。部活動は校内活動を原則とし、平日のみ放課後1日90分以内週3日までとします。
- 6 教室の換気や共有部分の消毒等については、実施状況を適切に確認していきます。気になることがありましたら、職員にご連絡ください。

コロナ禍の学校教育活動について、県教育委員会からは「感染予防と学びの保障の両立」を目標に進めるよう指導されております。通学途中や学校内での感染予防について、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

また、県立高校で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、ご家庭での感染予防にご協力くださいますよう、併せてお願いいたします。

問合せ先
副校長 込山
教頭 小澤
電話 (0465) 73-4094
土日等の休日
電話 080-7257-2349